

諫早・排水門

福岡高裁判決は3年以内の開門を国に命令

アセス待ちにせず、開門準備に着手せよ

衆議院予算委員会分科会で質問

衆議院議員 赤嶺政賢

日本共産党



日本共産党の赤嶺政賢衆議院議員は、2月25日の衆議院予算委員会第6分科会で長崎県諫早湾干拓事業問題を質問しました。

福岡高裁判決（昨年12月）が命じた3年以内の潮受け堤防排水門の開門に向けて、できることからただちに組み組むよう要求。「農業者に不安が広がっている責任は農業と漁業を対立させてきた国にある。宝の海が失われ、自殺者も出るほどの困難を強いられた漁民に、裁判に勝利してやっと希望が出てきた」として、一日も早い開門を望む漁民の思いに応えるよう求めました。

会議録（速記）を紹介します。（見出しは当所でつけました）

福岡高裁判決は潮受け堤防排水門を3年以内の開門を命令
しかし国はアセスの結果待ち

のように取り組むつもりですか。

●赤嶺分科員 二〇〇八年六月、

佐賀地裁が干拓事業と漁業被害との関連を認め、さらに二〇一〇年十二月に、福岡高裁も佐賀地裁の一審判決を支持して、三年以内、五年間の潮受け堤防排水門の開門を国側に命じる判決を出しました。国側も、上告をせずこの判決は確定したわけでありませぬ。国はいわば開門を義務づけられたわけでありませぬが、三年以内の開門に向けてど

●鹿野国務大臣 今先生御指摘

のように、福岡高裁判決、三年以内の開門に向けて対応するよう、このような内容であります。開門によりましてまず何といつても長崎県関係者の方々に不利益を強いることがないよう、関係者の方々の不安や懸念に真摯におこたえをしていくということが大変重要なことだと、こういうふう認識をいたしております。

そこで、開門に当たりまして

は、本年五月の環境アセスメントの結果素案が取りまとめられるということ踏まえまして、防災上、営農上、また、漁業への影響というものを十分配慮しながら、長崎県の方々の理解と協力が得られるように努力をしております。

そういう意味で、一月の二十三日、長崎県を訪れまして、長崎県の知事初め関係者の皆様方にお会いをいたしまして、これまでの経緯等について報告もさせていただきます、話し合いを行つたところでございますけれども、引き続き誠心誠意取り組んでまいります、こういうふうにご考えておるところでございます。

長崎側との話し合いだけでなく、漁民たちに展望を示せ

●赤嶺分科員

いろいろな意見や思いを持つ長崎県側の不安の解消をするために、話し合いをするということはこれは必要な

ことであります。

しかし、同時に、被害を受けてきた漁民にとって、開門の確固たる見通しがないと安心できないわけですね。いわばこの因果関係も明確になってきている。さらに、この三月には長崎地裁での諫早湾沿岸三漁協を原告団とする裁判も起きるわけですね。この判決では、さらに国にとつて厳しい判決が出るんじゃないか。もう因果関係、諫早湾沿岸だと非常に明確になるわけで



有明弁護団の岩井事務局長から説明を受ける赤嶺議員(中央)と堀江長崎県議(右) =2011.02.21

すから、その場合には即時開門という判決になるかもしれない

わけですよ。開門を求める大きな流れはいよいよ広がっていきばかりであります。

そのときに、長崎県側と話し合つてとか長崎県側の理解を得てと言っても、漁民の側には、必要なことではあるんだが、では開門に向けて具体的にどうするんだと。アセスと言うけれども、アセスというのはなかなか長い期間やらなきやいけない。そういうこともかかわつて、展望が開かれてこないわけですね。それについてはいかがですか。

●鹿野国務大臣 実際は今実施しておるところの環境アセスメントにおきましては、開門に伴つて、農業生産なり、あるいは背後地の防災なり、あるいは漁業生産などにどのような影響が生じるかということについて調査、予測、評価を実施しているわけでありまして、そして当然のことながら、必要に応じて、その影響を解消するなり低減す

るための措置についてもこれは検討していかなきゃならないということでもあります。

すなわち、客観的な根拠というふうなものが必要になつてくるのではないかと、こういうような考え方から、重ねて申し上げますけれども、開門に当たりましては、この環境アセスメントの結果というものを踏まえて、防災、営農、漁業への影響に十分配慮して、開門の方法なり時期なり期間について話し合いを関係者の方々々とさせていただき、そして、できるだけの事前対策というものを講じることによつて長崎県関係者の理解と協力が得られるように、誠意を持つて取り組んでいかなければならない、このように考えておるところでございます。

干拓事業完成後も災害は発生。
至急、水害対策を

●赤嶺分科員

今の状況の認識

を一致させたいのですが、三月には長崎地裁の新たな、これはもう即時開門の判決になる可能性があります。皆さんは五月までに素案を出す。一方では、長崎県側では、いわば開門を阻止する訴訟、これも準備しているやに聞いておりますが、理解を求める、理解を求めると言つても、こういうものが絡まつてくると事態はより複雑になるんじゃないかという認識を持つていらっしゃるんですが、この点いかがですか。

●鹿野国務大臣 ただ、私どももいたしましたは、いろいろな御指摘がありますけれども、とにかく開門というように当たつてどういう影響があるか、あるいは防災上どういうふうな状況になるか、また、漁業生産についてどういう変化や影響があるかというのは、重ねて申し上げますけれども、当然、調査なり予測なりというふうなもの

をこれは実施していかなきゃならないわけでありまして、そういう状況を踏まえて対策というものを講じていかなければならないわけでありまして、そういう意味で、五月の時点におけるこの環境アセスメントの素案というものを踏まえて、今後、長崎県側とも誠心誠意話し合っていかなきゃならないというふうなことを重ねて申し上げさせていただきます。

干拓事業完成後も、豪雨で災害は繰り返し。古い配水施設や排水ポンプ等の近代化が必要。アセスとは無関係に直ちに着手を

●赤嶺分科員 国が開門に後ろ向きの姿勢をとっているときも、いわば背後地の災害やあるいは農地の問題などが挙げられていたわけですね。

それで、一体その干拓農地は

どうなっているかと思ひまして、この間、現場を見てまいりました。森山地域や吾妻地域、こういうところも行ってきたわけですが、防水のための排水ポンプが非常に老朽化している、そして、干拓地で水の被害から農地を守るのが農民にとってどんなに大変な御苦労を伴うものであるかという話も聞いてまいりました。



この地域における災害は、いわばこの諫早干拓事業の完成によっても、災害そのものは繰り返

返されているわけですね、湛水被害等も。むしろ、現場に行きますと、こういう古くなった配水処理施設や排水ポンプなどの近代化が、アセスとは無関係に直ちに着手した方が、いわば長崎県側は安心して開門に理解を示せることになるんじゃないかとこのように思いましたけれども、いかがですか。

やはり基本として、いろいろな対策を講じていくというふうなことの必要性を感じておるわけでありまして、そこはぜひ関係者の方々にも御理解をいたたくというふうなことで、今後、誠心誠意取り組んでいかなきゃならない問題だという認識を持ってまいりますということを申し上げます。

●鹿野国務大臣 この開門の前

実際に起きている被害に対する対策を急ぐことが長崎側の理解を得ることにつながる

にできることをやったらどうか、こういうような先生の御指摘でありますけれども、基本的に、これは同じことの繰り返しでありますけれども、私も現場を見させていただきました。そしてまた、関係の方々との率直なる意見交換もやってまいったわけでありまして、非常に重要な問題というふうなもの指摘、あるいはこの目で確かめる中で、どうしても今日の環境アセスメントのこの影響評価というふうなもの素案をまとめたものを

●赤嶺分科員 老朽化した施設をいつまでも見せられて、そして、アセスで素案が出たらと言って実際の具体的な解決の道筋を示さないところに不安を高じさせて、一方では、そういう開門を阻止する訴訟を起こそうなどという話にもなっていくわけですよ。

私、この問題は非常に大事だ

なと思いましたが、平成二十一年の五月十一日の参議院の決算委員会で我が党の当時の仁比聡平参院議員も、この森山地区、吾妻地区の湛水被害、災害などについて、アセスと切り分けて直ちにその防災対策をとるべきじゃないかという質問をしているわけです。こう言っているわけですね。「これまで農林水産省が開門に後ろ向きの理由の一つとして挙げてきた背後低平地の配水不良や洪水時の湛水被害について」いろいろ聞いて、当時の政府参考人はこう答えているわけです。

『森山地区あるいは吾妻地区におきましては、かなり古い時代の排水機場、これは整備をされた経緯はございます。ただ、現在でも森山町、諫早市の森山地区を中心に標高が海拔ゼロメートル以下の農地が三百ヘクタール程度存在しているというふうに承知をしております。現在、調整池の水位をマイナス一

メートルで管理をしているわけでございますけれども、集中豪雨時等には調整池の水位が高くなって、他地域と比較して排水が滞ることがあるというふう聞いております。こういった状況を改善するために、森山町の地先の農家を中心に排水改良のための事業の要望があるというふうに長崎県から聞いております。』



メートルで管理しているわけが起きたら湛水被害が起きるんだと。だから、これはアセスの

問題じゃないわけですよ。直ちに手をつけなきゃいけない、政府参考人もそのように答えて、やはり、集中豪雨が発生したら、その調整池の水を管理していても災害は起きる。起きるのであれば、これは一刻の猶予も待たないわけですから、アセスを待たずに手をつけるべきじゃないかと思うんです。

そして、皆さんは裁判では、いわば防災対策、排水ポンプの設置などに三年かかるとおっしゃっているわけですよ。それで、三年後には開門ですよ。それ判決から五月の素案が出るまでやると、約半年超過するわけですよ。半年経過して二年半で、しかも、急がれている目の湛水被害の解消、これもやらなきゃいけないのに、素案で素案でという。これじゃ間に合わないんじゃないですか。そして、実際に起きている被害に対する対策を急ぐことが長崎側の理解を得ることにつながるんじゃない

ですか。

●鹿野国務大臣 高裁判決によりまして、三年以内に対応しなきゃならない、全くそのとおりでございます。ですから、当然これから、この三年以内にどう対応していくかというふうなことを前提として取り組んでいくというふうなことになるわけがあります。

また、今先生が御指摘の平成二十一年の決算委員会においては、やれるところはやったらいいじゃないか、要するに、そういう災害等というふうなものが起き得るといふようなことの御指摘もございましたけれども、開門によってこの調整池がどうなるかというふうなこと等々もすべて含めて、政府一体となつて取り組んでいかなきゃならない大きな重要な問題でありますから、とにかく、客観的ないわゆる根拠というふうなものはりそこには必要となってくる

わけでありますので、私どもとしては、この五月の環境アクセスというふうなものの評価を踏まえて、素案というものができたものを踏まえて、今後の対応というふうなものを誠心誠意長崎県側とも話し合いをしながら取り組んでいかなきゃならない、こういうふうと考えておるところでございます。

弁護団・原告団の主張は「段階的開門」。

二〇〇二年の短期開門調査で開門の効果は実証済み。被害も無かった

●赤嶺分科員 調整池をマイナースペースに管理していても、いわば諫早湾干拓事業の目的の一つであった防災ということにかかわっていても、こういう管理をしても集中豪雨のときには湛水被害が非常にひどい。そして、その地域の配水ポンプは

老朽化している。であれば、手をつけるのは、これは行政の本当に常識だと思えます。このことを強く指摘しておきたいと思えます。

それで、アクセスで開門の方法をいろいろ検討をしていらっし



やるようでありますが、原告団や弁護団が提案をしているのは、短期開門調査レベルの開門から開始する段階的開門だということとをるる私たちも説明を受けておりますが、大臣も、原告や弁護団の主張はそのとおりだとい

う認識でよろしいでしょうか。

●鹿野国務大臣 今後のことにつきましても、環境アクセスの評価というふうなものの素案を受けて、これから一つ一つ話し合いながら判断をしていかなきゃならないことではないかなと思っております。

●赤嶺分科員 私が伺ったのは、いろいろ大臣がアクセスを受けて素案を出してとばかり繰り返されておりますが、弁護団や原告団の開門に関する主張でいえば、短期開門調査レベルの開門から開始する段階的開門という認識と説明されているんですが、大臣も、そういう原告団の主張はそのとおりだというぐあいにお認めになりますかと聞いています。

●鹿野国務大臣 その開門の方法というふうなものについては、先ほど申し上げましたとおりに、

時期なり方法なりあるいは期間なりをどうするかというふうなことは、当然のことながら、長崎県側とも今後誠心誠意話し合っ取り組んでいかなきゃならないことだと思っております。

●赤嶺分科員 いや、この裁判で、一番諫早湾の干拓事業で被害を受けているのは漁民ですよ。その漁民の皆さんが、段階的開門でいいから早くあけてほしいと言っている。それは、開門によつて起こる長崎側のさまざまな問題についても、段階的開門ということであれば懸念が払拭されるんじゃないかと思えますが、その点を聞いています。

●鹿野国務大臣 開門の方法については、即時開門とか、あるいはまた制限開門とか、今先生言われたとおりに段階的開門とかいうふうなことの中で、原告側が段階的な開門というものを

求めているということ、そのとおりだと思っております。

「被害を受けてきたのは漁民。農業者に不安が広がっている原因は政府にある」(赤嶺)
「三年以内に開門に向けて対応する」(農水大臣)

●赤嶺分科員 その段階的開門というのは、後背地の農地に対する問題でも、二〇〇二年の短期開門調査で実証済みなわけですね。被害も起きなかった。漁場は回復した。いわば、二〇〇二年程度の短期開門調査であれば開門も問題ないという実際の結果が出ているわけです。

環境アセスというのは環境を予測することですが、アセス法の中には、これまでのさまざまな文献の知見や、あるいは実際の実態の把握から生まれる知見あるいは検証されたもの、これは生かすべきだと、このように

言っているわけですね。生かすことによつて、今回のアセスアセスと言っている問題についても、早期開門につながるやり方がとられるわけですよ。こういうものを生かして段階的開門を急ぐべきだと、このように思います。

それを聞いても、アセスを見て素案が出てからだとこのようにおつしやると思えますから、しかし、これは漁民の大変強い要望である。そして、あの地域が漁業によつて栄え、括気ある



漁協役員と懇談する赤嶺議員(中央)と堀江県議(右)
=2011.02.21

町がつくられ、にぎわいがあった。それが干拓事業の後、宝の海が本当に漁業もできなくなる。漁民によつては自殺者も出る。そういう困難の中で裁判を起こしてやつと勝利した。漁業に希望が出てきた。未来がわいてきた。

今まで開門に後ろ向きの姿勢でアセスを出してきたのは、自公政権のころであったとはいえ、政府の側であります。仮に長崎県でいろいろな意見が出てくるのであれば、その責任は漁民にはありません。漁民と農家を対立させてきた政府の手法にあります。政府は責任を持って三年後には開門をするんだ、この決意は大臣に示していただきたいんですが、いかがですか。

●鹿野国務大臣 高裁判決を受けて上告しないというような判断に立ったということは、今後三年以内にその開門に向けて対応する、こういうことをござい

まして、それぞれ、今先生申された漁業者の人たちの考え方、これはもう十分これらも配慮をしなければなりませんし、そして、そういう中で農業に対してどういう影響があるか、あるいは防災上どうであるか、そういうことを総合的に勘案をしながら、どういう形での開門をやつていくかということ、当然、関係者の方々と真摯に御相談をさせていただきながら取り組んでいかなきゃならないことだと思っております。